電気など、なぜ東西で規格が違うの？

東は独、西は米製

家庭の電気は１秒間に何十回もプラスとマイナスが入れ替わる。この回数をヘルツという単位で表したのが周波数で、東日本では50ヘルツの電気が流れ、西日本は60ヘルツ。周波数を変えないと電気を西から東に送れない。

世界のほとんどの国では周波数が統一されている。欧州の国はおおむね50ヘルツ、米国は60ヘルツだ。日本が東西でバラバラになったのは、電気を使い始めた明治期にさかのぼる。東日本の電力会社は50ヘルツのドイツ製の発電機を輸入し、西の電力会社が60ヘルツの米国製を使ったことが今に続いている。

畳サイズにも違い

関東間は京間より畳１枚分の広さが１割ほど狭い。江戸時代以降、関東の人口が増えるにつれて住宅が狭くなり畳も小型化した。

エスカレーターの乗り方

東西の違いの源をたどると、歴史のあやで生じた違いもある。例えばエスカレーターの列の作り方。東京は右を空けて左側に並ぶが、大阪は逆だ。一九七〇年の大阪万国博覧会のころ、「動く歩道」やエスカレーターで外国人観光客が戸惑わないよう欧米式の左空けにしたのが始まりという。

通常、エスカレーターの並び方は交通法規と同じになることが多い。東京が右空けなのは日本の高速道路の追い越し車線が右側のため。大阪も本来ならそうなるはずだったのが、巡り合わせで海外の慣習が根付いた。

（日本経済新聞）

介護保険の基礎

制度始動から10年・・・知っておきたい

介護保険は２０００年４月のスタート以来、10年以上経過し、高齢者介護に欠かせない制度となった。ただ、自宅でサービスを利用する場合に限度額があるなど、制度の中身や手続きについて知られていない点は少なくない。政府内で見直し論議が進む中、介護が必要になった時に慌てないために介護保険のポイントを確認しよう。

市町村などが運営

介護保険は加齢に伴う病気などで介護が必要な状態（要介護状態）になった人や、介護ほどではないが支援が必要な状態（要支援状態）の人が対象。ホームヘルパーによる訪問介護・支援や、施設に通っての介護・支援（デイサービス）、施設への短期入所による介護（ショートステイ）、老人ホームでの介護などのサービスを行う社会保険だ。

表Ａに仕組みの概要をまとめた。市町村や特別区が「保険者」として責任を持って運営する。被保険者（加入者）には「第１号被保険者」（65歳以上）と「第２号被保険者」（40歳以上65歳未満）の区別がある。介護サービスの給付費用（財源）は、被保険者が支払う保険料と国、都道府県からの公費で大半を賄っている。利用者はサービスにかかった費用の原則１割を負担すればよい。

注意しなければならないのは、第１号被保険者は介護が必要となった原因にかかわらず、要介護や要支援の認定を受ければ誰でもサービスを受けられるが、第２号被保険者は介護原因が特定されることだ。がんや認知症など、16ある特定の病気が原因で介護が必要になった場合でないと、サービスを受けられない。

表Ｂでは要介護、要支援のそれぞれの状態の定義などを利用できるサービスなどをまとめた。要介護・要支援にかかわらず、自宅でホームヘルパーから介護・支援を受けたり、デイサービスやショートステイを利用したりする場合は、１カ月当たりの利用額に上限がある。このことに注意が必要だ。その額を超えるサービスを受けると、超過分が全額自己負担となる。

最も介護度の重い要介護５で自宅サービスを受ける場合の利用限度額は、月約36万円。「限度額を使い切り、多額の自己負担が必要になることが多い」

一方、特養ホームなどに入居してサービスを受ける場合は、要介護度に応じて介護保険から支給される金額が定額で決められている。要介護５では25万円程度（介護付き有料老人ホームのケース）。利用者はその１割を負担すれば、原則24時間の介護サービスが受けられる。ただ、食事代、部屋代などは自己負担となる。

では実際に介護保険を利用するにはどういう手続きが必要か。まずサービス利用の要否、利用の場合の要介護度・要支援度について認定を受ける必要があり、介護が必要な本人（被保険者）または家族など代理人が、市区町村の窓口に申請しなければならない。

B.要介護度と利用できるサービス、利用限度額

要支援度、要介護度	どんな状態か	利用できる主なサービス	1カ月当たりの利用限度額（自宅でサービスを受ける場合）
要支援1（軽い）	▪現在は介護の必要はないが、日常生活を営む上で、6カ月以上継続して身の回りのこと（身支度、掃除、洗濯など）に支援が必要と見込まれる状態	▪在宅サービス（ホームヘルパーの訪問介護、デイサービスなど） ▪地域密着型サービス（認知症の人に専門的なケアを行うなど）	4万9700円
要支援2			10万4000円
要介護1（支援・介護の度合い）	▪身体や精神の障害により、入浴、排せつ、食事といった日常生活について6カ月以上継続して常時介護を要すると見込まれる状態 ▪要介護5では、日常生活を営む機能が著しく低下し、全面的な介護が必要とされる	▪在宅サービス（ホームヘルパーの訪問介護、デイサービスなど） ▪地域密着型サービス（夜間の定期的巡回介護や認知症の人への介護など） ▪施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設での介護）	16万5800円
要介護2			19万4800円
要介護3			26万7500円
要介護4			30万6000円
要介護5（重い）			35万8300円

（注）利用限度額は基準額で、地域により異なる場合がある。上記の支給限度額とは別枠として利用できる福祉用具購入費の支給（1年間に10万円まで）、住宅改修費の支給（1住居につき20万円まで）などのサービスもある

A.介護保険の仕組み

項目	ポイント
保険者（運営主体）	▪市町村、特別区
被保険者（加入者）	▪市区町村に住む65歳以上の人（第1号被保険者） ▪市区町村に住む40歳以上65歳未満の健康保険など公的医療保険加入者（第2号被保険者）
サービス（給付）の種類	▪介護サービス（要介護者が対象） ▪介護予防サービス（要支援者が対象）
サービスを受けるまでの流れ	▪市区町村に要介護、要支援の認定を申請 ▪介護認定審査会がサービス実施の要否や要支援度、要介護度を決定して、被保険者に通知 ▪介護事業者などを選んでサービスを受ける
自己負担	▪サービス費用の10%（介護保険が90%を負担）
高額介護サービス費、高額介護予防サービス費	▪同じ月に利用したサービスの自己負担（費用の10%）の合計額が高額になる場合は、一定額が保険者から払い戻される
保険料	▪第1号被保険者は所得額に応じて負担。公的年金から天引き（特別徴収）するのが原則 ▪第2号被保険者は健康保険、国民健康保険など公的医療保険の保険料に上乗せして徴収

阪急高槻駅駐輪場新設

当社施工の北園町サイクルがオープンしました。
場所は北園町13番13号です。
連絡先は
０９０-６９７８-４４９３

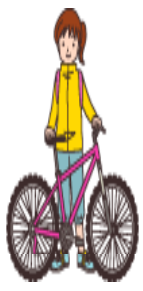

萩岡たばこ店　完成

当社施工の萩岡たばこ店が建替えを完了
リニューアルオープンしました。
場所は寿町１丁目６番１号

エステサロン エレナ 芥川町に新規オープン

当社施工のエステサロン
エレナ
５月中旬オープン！
場所・芥川町２丁目１番９号

清掃ハイキング

４月17日（日曜日）　年二回恒例の清掃ハイキング　桜の花も終わりに近づく朝の僅かな時間ですが土屋社員、今回もがんばりました。

献血に行こう！

４月12日、14日こちらも恒例の献血参加！
今回は東北地方太平洋沖地震復興のお役に立てれば・・・といつも以上の思いを込めて参加させていただきました。

ガンバレ東北！
みんなでがんばろう日本

株式会社　土　　屋